

私立幼稚園に対する新型コロナウイルス感染防止対策補助金に係る対応について

令和3年5月19日
学 事 課

1 要 旨

令和2年度の私立幼稚園における感染防止対策のために活用した国の「教育支援体制整備事業費交付金」について、県の事務処理誤りにより、交付金の一部が支給されないことが判明したことから、次のとおり対応する。

2 事案の概要

私立幼稚園の感染防止対策のため、国が2度にわたり実施した補正予算措置（1次：50万円/園、2次：50万円/園）に対し、県が解釈を誤り、1次・2次補正を合算した98万円/園^{*}を補助上限として提示したことにより、一部の私立幼稚園において、国の補助対象外となる費用が生じた。

^{*}県が消毒液等を直接購入し、幼稚園に配布した経費2万円を除いた額

(具体的な例)

幼稚園が1台約89万円の除菌脱臭機を購入した場合、県では、89万円全額が交付金の対象となると解釈していたが、正しくは、50万円までで、差額の39万円は交付金の対象外となる。

3 影響額

893千円（15園）

4 対 応

国の補助対象外となる費用については県が負担することとし、令和2年度予算で支出する。

【理由】

- ・新型コロナウイルス感染対策であること
- ・県における国制度の解釈誤りに起因するものであり、幼稚園側に落ち度はないこと

5 再発防止

国制度の取扱いについて、局内のチェック体制を強化する。

また、不明瞭な点は事前確認を徹底する。

なお、国の制度通知について、分かりやすい記載とするよう国へ申し入れを行った。